

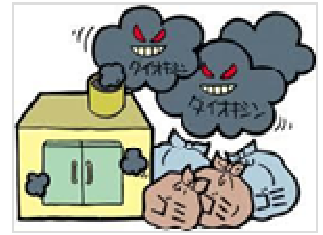
# 廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育 (ダイオキシン類特別教育)開催のご案内

主 催 愛知県下各労働基準協会

実施機関 名古屋東労働基準協会

今年度も開催致します。

次の業務に従事する方は、特別教育を受けることが義務付けられています。



- ①廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
- ②廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
- ③廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務

当協会では、下記の通り特別教育を開催致しますので、ご参加下さいます様ご案内致します。

なお、修了者には労働基準協会長より「修了証」を事業場には「修了証明書」を交付致します。

—記—

- ・日 時 平成31年3月14日(木) 午前10時 ~ 午後3時20分
- ・会 場 名古屋市工業研究所 3階第1会議室  
熱田区六番三丁目4番41号《地下鉄名城線「六番町」下車3番出口徒歩1分》
- ・受講料 会員会社 7,200円 非会員 9,000円(テキスト代・消費税含)
- ・定 員 70名
- ・申 込 3月7日(木)までに下記申込書をFax又は郵送願います。  
(ホームページからのお申込みも可能です。)
- ・宛 先 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2F 名古屋東労働基準協会  
Tel 052-882-3909 Fax 052-883-3586
- ・振込先 三菱UFJ銀行 堀田支店 普通1116199 名古屋東労働基準協会

★ 受講料は、3月7日(木)までに振込又は現金持参(現金書留可)をお願いします。

※ 振込手数料は貴社でご負担願います。

★ 申し込み後、やむをえない事情によりキャンセルされる場合は、3月11日(月)までにその旨をご連絡下さい。それ以降は受講料等お返しできませんので、予めご了承下さい。

# 申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、3月7日までに会費を下記銀行口座へお振込ください。  
実施機関より受講票を受講日までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賃東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 名古屋東労働基準協会	三菱UFJ銀行 堀田支店 普通1116199 名古屋東労働基準協会		※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。	

## 会場略図



## 施設案内図



名古屋市工業研究所  
3階第1会議室  
熱田区六番三丁目4番41号  
≪地下鉄名城線「六番町」  
下車3番出口徒歩1分≫

お申込協会名	
--------	--

廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育(ダイオキシン) 申込書 3/14	
会社名	住所 〒
担当者部所・名前	TEL Fax
受講者氏名(フリガナ)	受講者氏名(フリガナ)
生年月日 S. H. 年 月 日	生年月日 S. H. 年 月 日
どちらかを○で囲んで下さい。 請求書を 1. 希望する 2. 希望しない(振込予定日)	

(個人情報の取扱い)

この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、講習会の開催に必要な業務等に使用し、目的外の利用を行うことはありません。詳細は当協会のホームページ (<http://www.meito-roukyo.jp>) をご覧下さい。